

# 水質事故時の措置について ～水質汚濁防止法が改正されました！～

(水質汚濁防止法第 14 条の 2 関係)

## 1. 万一事故が発生した場合は (→従来どおり)

**「直ちに」応急措置 → 県(県民局環境課)又は市(水濁法所管課)への通報**



**「速やかに」事故状況及び措置の概要を届け出(事故届)**

※この他、復旧後に兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」(第 52 条)に基づく「事故復旧工事完了届」の提出が必要な場合があります。

## 2. 事故とは(事故の範囲) (→汚水の種類及び事業者の範囲の拡大)

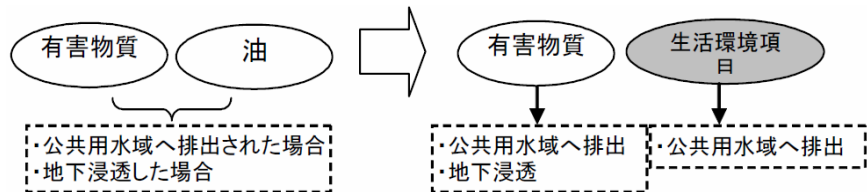
施設の破損(老朽化・自然災害)、爆発・火災、人為的操作ミス等<sup>※1</sup>により、「有害物質」や「指定物質」<sup>※2</sup>、油を含む水、排水基準に適合しないおそれがある水が排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき

※1 故意による放流は水濁法の「事故」には該当しませんが、他法令で処罰されます。

※2 水質汚濁防止法改正により追加(H23.4.1～)。

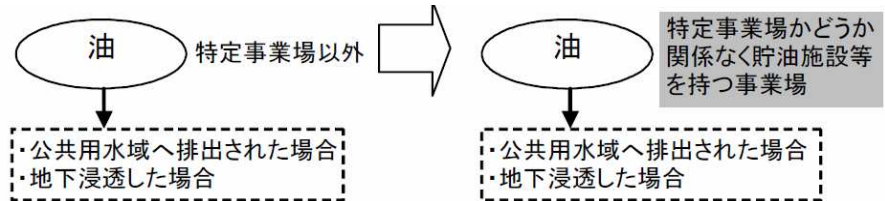
### ① 特定事業場 (→汚水の種類の拡大) 改正前 改正後 (色付き部分)

特定施設を設置する事業場



### ② 貯油事業場等 (→事業者の範囲の拡大)

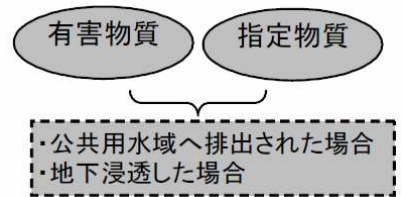
原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設を設置する事業場



### ③ 指定事業場 (→事業者の範囲の拡大)

有害物質を貯蔵・使用する施設、指定物質を製造・貯蔵・使用・処理する施設(指定施設)を設置する事業場

※ 指定施設(貯蔵に限る)は、次回予定されている水質汚濁防止法の改正により、新たな届出が必要となる可能性があります(詳細は未定)。



## 3. 事故を起こさないために

事故の多くが施設の老朽化や作業ミス等に起因しています。普段から薬品の保管や施設の管理状況を定期的に点検しておきましょう。

①施設管理	・施設・機械の定期点検・記録 ・排水処理施設、油や薬品の流出防止設備の定期点検・記録 など
②運転管理	・社内教育・訓練の実施 ・排水中の有害物質等濃度、排水量等の現状把握 ・有害物質等使用量・排出量減少の検討 など
③事故対応	・事故時の連絡体制の整備・確認 ・吸着マット等応急措置用備品の点検 など

## 4. 罰則 (水質汚濁防止法第 31 条)

応急措置命令に従わない時：6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

## 5. 物質名一覧

### ○ 有害物質（法改正による変更なし）

カドミウム及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル	1, 3-ジクロロプロペン
シアン化合物	トリクロロエチレン	チウラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	テトラクロロエチレン	シマジン
	ジクロロメタン	チオベンカルブ
	四塩化炭素	ベンゼン
鉛及びその化合物	1, 2-ジクロロエタン	セレン及びその化合物
六価クロム化合物	1, 1-ジクロロエチレン	ほう素及びその化合物
砒素及びその化合物	シス-1, 2-ジクロロエチレン	ふっ素及びその化合物
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1, 1, 1-トリクロロエタン	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
アルキル水銀化合物	1, 1, 2-トリクロロエタン	

### ○ 生活環境項目（法改正による変更なし）

水素イオン濃度（水素指数）、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、大腸菌群数、窒素含有量、燐含有量

### ○ 指定物質（法改正による新設）

ホルムアルデヒド	酢酸エチル	1,4-ジオキサン	イソキサチオン
ヒドラジン	メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	トルエン	クロルニトロフェン (CNP)
ヒドロキシルアミン	トランス-1,2-ジクロロエチレン	エピクロロヒドリン	クロルピリホス
過酸化水素	硫酸	スチレン	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
塩化水素	ホスゲン	キシレン	アラニカルブ
水酸化ナトリウム	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	クロルデン
アクリロニトリル	クロルスルホン酸	フェノブカルブ (BPMC)	臭素
水酸化カリウム	塩化チオニル	プロピザミド	アルミニウム及びその化合物
塩化ビニルモノマー	クロルホルム	クロルタロニル (TPN)	ニッケル及びその化合物
アクリルアミド	硫酸ジメチル	フェニトロチオン (MEP)	モリブデン及びその化合物
アクリル酸	クロルピクリン	イプロベンホス (IBP)	アンチモン及びその化合物
次亜塩素酸ナトリウム	ジクロルボス (DDVP)	イソプロチオラン	塩素酸及びその塩
二酸化炭素	オキシデプロボス (ESP)	ダイアジノン	臭素酸及びその塩

#### （水質汚濁防止法）

- 第14条の2** 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2** 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3** 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4** 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 【事故時の通報先】（水濁法政令市内については各市の水濁法担当へ）

	県民局 担当課	連絡先	県民局 担当課	連絡先
【平日】	阪神南県民局 環境課	06-6481-4654	西播磨県民局 環境課	0791-58-2137
	阪神北県民局 里山・環境課	0797-83-3146	但馬県民局 環境課	0796-26-3650
	東播磨県民局 環境課	079-421-9313	丹波県民局 環境課	0795-73-3774
	中播磨県民局 環境課	079-281-9202	淡路県民局 環境課	0799-26-2071
	北播磨県民局 環境課	0795-42-9377		
【夜間・休日】	県災害対策センター	078-362-9898		

#### 【内容に関するお問合せ】

兵庫県水大気課 産業排水・土壌係 TEL: 078-362-9094